

危機管理マニュアル
(令和8年4月改訂)



大分中学校・大分高等学校

目 次

I	マニュアルの基本事項	1
1	危機管理マニュアルの目的と位置付け	1
2	危機管理の基本方針	1
3	教職員・関係者等への周知等	2
4	マニュアルの保管方法	3
5	マニュアルの見直しと改善	3
II	事前の危機管理	4
1	平常時の危機管理体制	4
2	点検	5
3	熱中症の予防措置	6
4	犯罪被害防止に関する日常管理	7
5	インターネット上の犯罪被害防止対策	8
6	事故・災害発生時の対策本部体制	8
7	保護者への緊急連絡・通信手段	10
8	緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者	11
9	安全教育	11
III	発生時(初動)の危機管理	12
1	学校に不審者が侵入した場合の対応	12
2	近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応	13
3	学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー	14
4	交通事故発生時の対応フロー	15
5	大雨等が予想される場合の事前の臨時休校等の措置	16
6	突発的な気象災害等の発生時の対応フロー(生徒在校時)	17
7	地震発生直後の対応フロー(生徒在校時)	18
8	校内暴力発生時の対応フロー	19
9	学校事故発生時の対応フロー	20
10	感染症発生時の対応フロー	21
IV	事後の危機管理	23
1	安否確認	23
2	被災生徒の保護者への対応	25
3	生徒、保護者への説明	26
4	報道機関への対応	27
5	教育活動の継続	28
6	生徒の心のケア	30
7	教職員の心のケア	32
8	調査・検証・報告・再発防止等	33

I マニュアルの基本事項

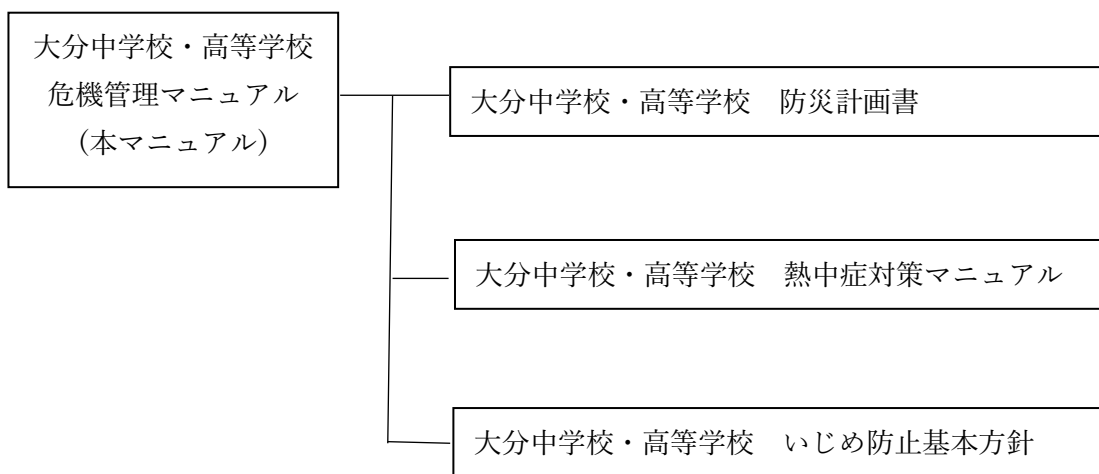
1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1)本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

(2)関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等と整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



2 危機管理の基本方針

(1)本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

(2)危機管理のポイント

- 生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

(3)本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者(PTA)、地域の防災士・住民等との連携を図る。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

3 教職員・関係者等への周知等

(1)教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し非常勤の教職員は、非常勤講師説明会にて担当者または管理職から説明	・本マニュアルに定める事項全般 ・各教職員の役割
職員会議等における周知	・季節ごとの注意点 ・発生事象別の緊急対応手順 ・発生時の各教職員の役割

(2)生徒・保護者への周知

校長は、本校の生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
生徒	・新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 ・各種防災訓練 ・防災教育の学習	・本校で想定される事故・災害等 ・事故・災害等の未然防止、事前の備えとして生徒が行うべき事項 ・事故・災害等の発生時に生徒が取るべき行動
保護者	・PTA 総会で資料配布・説明	・本校で想定される事故・災害等 ・事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ・事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動

4 マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり保管する。

これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

○本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ	大分中学校・大分高等学校 HP 内 BLEND 教員グループ内
印刷製本版	校長室・職員室配備：計 6 部 非常用持ち出し品入れ：2 部

5 マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none">・毎年度当初、及び人事異動があったとき・各種訓練・研修等を実施した後
随時見直し	<ul style="list-style-type: none">・大分市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき・各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき・先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

II 事前の危機管理

1 平常時の危機管理体制

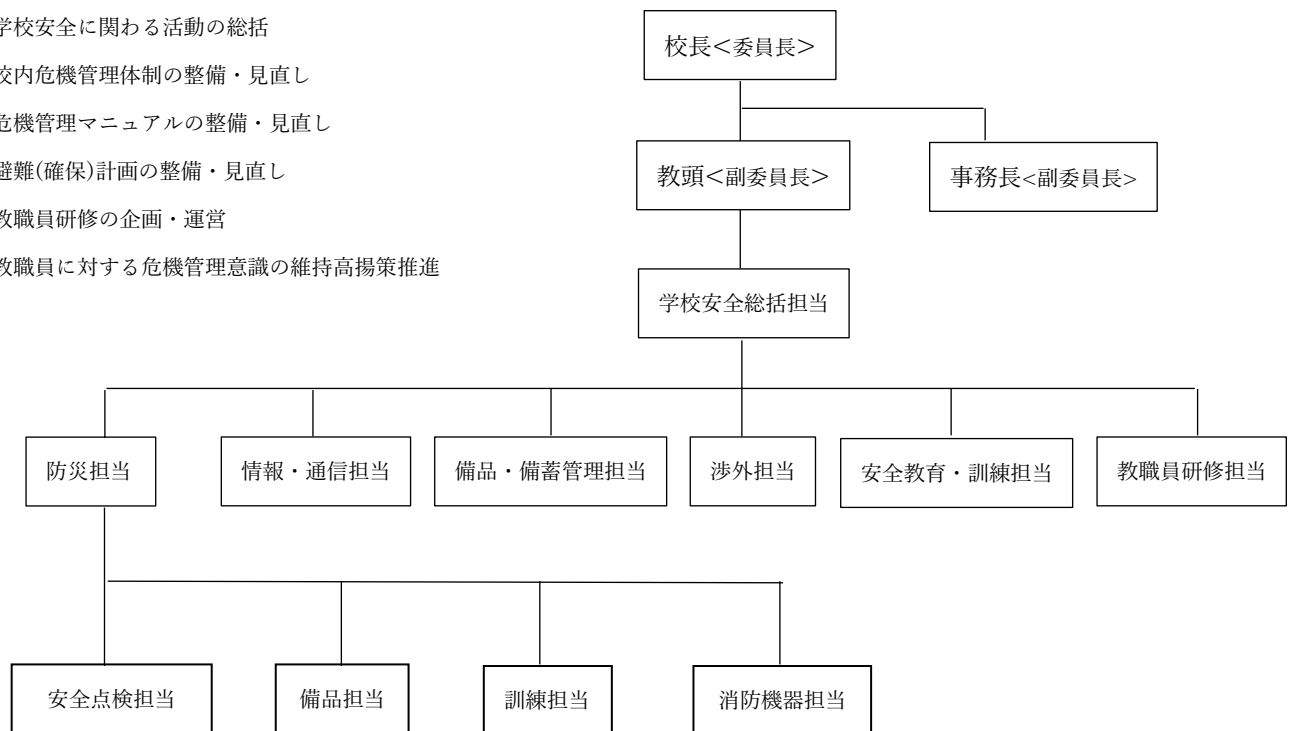
校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務部長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

<校内安全委員会>

- ・学校安全に関わる活動の総括
- ・校内危機管理体制の整備・見直し
- ・危機管理マニュアルの整備・見直し
- ・避難(確保)計画の整備・見直し
- ・教職員研修の企画・運営
- ・教職員に対する危機管理意識の維持高揚策推進



2 点検

校長は、学校・学校周辺の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1)危険箇所の把握

安全点検等の実施時期、対象、担当については以下のとおりとする。

点検	点検時期・対象	責任者
定期点検	毎学期実施対象 ・校内施設 ・校内設備 ・消防機器 ・校内の避難経路 ・校内の避難場所 ・学校周辺 ・校外の避難経路 ・校外の避難場所	防災担当・生徒指導部
	年1回実施 ・家具の耐震性の点検	防災担当・生徒指導部
臨時点検	学校行事前後 ・校内施設 ・校内設備	防災担当・生徒指導部
	災害時 ・校内施設 ・校内設備	防災担当・生徒指導部
日常点検	通常の授業日 ・授業で使用する施設 ・授業で使用する設備	全教職員


(2)点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- 安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）。
- 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か（緊急修理、立ち入り禁止措置、学校設置者等への対応依頼等）。
- これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか（危険箇所が放置されていないか）。

3 熱中症の予防措置

(1) 熱中症の分類

分類	症状	重症度
I類	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、熱失神と呼ぶこともある。 筋肉痛・筋肉の硬直 「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分の欠乏により生じ、熱痙攣と呼ぶこともある。 大量の発汗	小  大
II類	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 身体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から熱疲労と言われる。	
III類	意識障害・痙攣・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、身体にガクガクと引きつけがある。まっすぐ歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触がある。従来から熱射病や重度の日射病と言われていたものがこれに相当する。	

(「熱中症の症状と分類」厚生労働省より作成)

(2) 暑さ指数 (WBGT) と暑さ指数 (WBGT) 計による測定

熱中症に関連する、気温、湿度、日射・輻射、風の要素を積極的に取り入れた指標として、暑さ指数 (WBGT: Wet Bulb Globe Temperature) があり、特に高温環境の指標として運動時の予防措置に用いられている。

(3) 熱中症の防止

日本スポーツ振興センターが示す体育・スポーツ活動における熱中症予防原則は以下の5つである。

【熱中症予防の原則】

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと。
2. 暑さに徐々に慣らしていくこと。
3. 個人の条件を考慮すること。
4. 服装に気を付けること。
5. 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること。

※ この他にも体育の授業やクラブ活動の前には次の確認をする必要がある。

○ 体調 ○ 食事はとれているか ○ 帽子の着用

① 環境条件の把握

環境省から発信される熱中症警戒アラートに必ず従い、発表されていないときは環境省の示している以下の指針に従うものとする。体育等の授業の前や体育大会、水泳大会、クラブ活動、また遠足をはじめとした校外活動の前や活動中に、定期的に暑さ指数 (WBGT) を計測し、これらの指針を参考に危険度を把握することで、より安全に授業や活動を行う。

※ 暑さ指数計を使用するときは値が安定してから（10分以上）測定値を読み取る

気温	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別な場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩をとり適時、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適時水分補給)	熱中症の危険性は小さいが、適時水分・塩分の補給は必要である。

(「熱中症予防運動指針」公益財団法人日本体育協会熱中症予防ガイドブックより作成)

② 運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性は高くなるため、環境条件・体調に応じた運動量（強度と時間）にする。暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れるようにする。激しい運動では休憩は30分に1回以上とることが望ましいとされており、強制的な運動は厳禁。

③ 状況に応じた水分・塩分補給

暑い時期は、のどが渇く前に水分をこまめに補給する。汗からは水分と同時に塩分も失われる。汗で失われた塩分を適切に補うためには、0.1～0.2%程度の塩分（1Lの水に1～2gの食塩。ナトリウム換算で1Lあたり0.4～0.8g）を補給できる経口補水液やスポーツドリンクを利用する。

4 犯罪被害防止に関する日常管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 校門に防犯カメラを設置する。
- 来校者向けに、正門に「来校者の方は事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室に連絡する。
- 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票に記入を求める。
- 一般来校者には来校者ネームプレートを1人1つ配布し、身につけるよう求める。
- 保護者が校舎内に立ち入る場合には、事務室又は玄関に設置する来校者記入票に必要事項の記入を求める。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際にはネームプレートを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

5 インターネット上の犯罪被害防止対策

(1)最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、生徒への指導に反映する。

○ 警察庁「なくそう、子供の性被害。」

http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/

○ 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」

<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>

○ 文部科学省「情報モラル教育の充実」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

○ 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm

○ 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」

https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf

○ 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

(2)家庭との連携

校長は、毎年4月を重点期間として学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、生徒と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

6 事故・災害発生時の対策本部体制

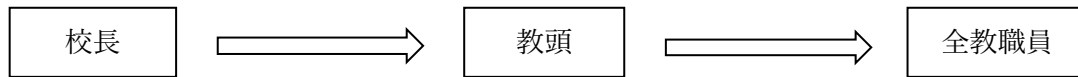
(1)事故・災害対策本部の設置基準

事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部 (理事長・校長・教頭・ 事務長・生徒指導部長・ 学年長・指導主任)	○ 校内に不審者が侵入した場合 ○ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生し、本校生徒にも被害が及ぶ可能性がある場合 ○ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合 ○ 大雨等の特別警報、警報が発表された場合
事故・災害対策本部 (全教職員)	○ 震度5強以上の地震が発生した場合 ○ 学校周辺で発生した災害により、大きな被害が発生した場合 ○ 学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病 その他重篤な事故・災害が発生した場合 ○ 学校周辺に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合

(2)指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



(3)警戒本部

理事長・校長・教頭・事務長・生徒指導部長・学年長・指導主任を構成員とし、設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、生徒及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。業務内容は以下のとおりとする。

- 施設被害状況、異常等の確認
- 災害情報等の収集
- 使用する資器材の準備
- 県への報告

(4)事故・災害対策本部

事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、校長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

班	業務内容
対策本部班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・災害の情報収集・取りまとめ ○ 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ○ 緊急時持ち出し品の搬出・保管 ○ 記録日誌・報告書の作成 ○ 県との連絡調整 ○ 大分市災害対策本部との連絡調整 ○ 報道機関への対応 ○ 学校再開に向けた対応 ○ 〔学校事故発生時のみ〕教職員、児童への聴き取り、被害生徒の保護者など個別の窓口
安否確認・避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒及び教職員の安否確認 ○ 安全な避難経路での避難誘導 ○ 負傷者の把握 ○ 下校指導及び学校待機生徒の掌握・記録 ○ 行方不明の生徒、教職員の把握・報告

安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火 ○ 避難、救助活動等の支援 ○ 施設・設備の被害の状況確認 ○ 校内建物の安全点検・管理 ○ 近隣の危険箇所の巡視 ○ 二次被害の防止
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 応急復旧に必要な機材の調達と管理 ○ 危険箇所の処理、立入禁止措置・表示等 ○ 避難場所の安全確認
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒及び教職員の救出・救命 ○ 危険箇所等の確認 ○ 負傷者の搬出 ○ 負傷者の負傷程度の確認・通報
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師等の確保、手当備品の確認 ○ 負傷者の保護・応急手当 ○ 関係医療機関との連携 ○ 心のケア
保護者連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引渡し場所の指定 ○ 保護者等の生徒引渡し ○ P T Aとの連絡調整 ○ 保護者会の開催

7 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

- ① 一斉メール配信（39 メール）：入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。
- ② 本校ウェブサイト：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

- ① 電話・メール：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。
- ② 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）・おおいた防災アプリ内の災害伝言板：大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。

8 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者

(1)緊急時持ち出し品

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう、持ち出し袋にまとめ、職員室に備える。個人情報を含むため、管理を厳重にすること。

避難に用いる物品	・危機管理マニュアル×2 ・懐中電灯、単一電池×2 ・携帯型ラジオ、電池 ・ハンドマイク、ホイッスル
応急手当てに用いる物品	・救急用品セット(ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、ばんそうこう、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、食品用ラップフィルム、三角巾等)
名簿・各種連絡先	・生徒緊急連絡用名簿 ・引渡しカード ・関係機関の緊急連絡先一覧

緊急時持ち出し品の担当者順位は以下のとおりとする。

順位	役職
1	教頭
2	教務部長

(2)緊急時持ち出し品（保健室）

保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

9 安全教育

(1)安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校生徒が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、地域の実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

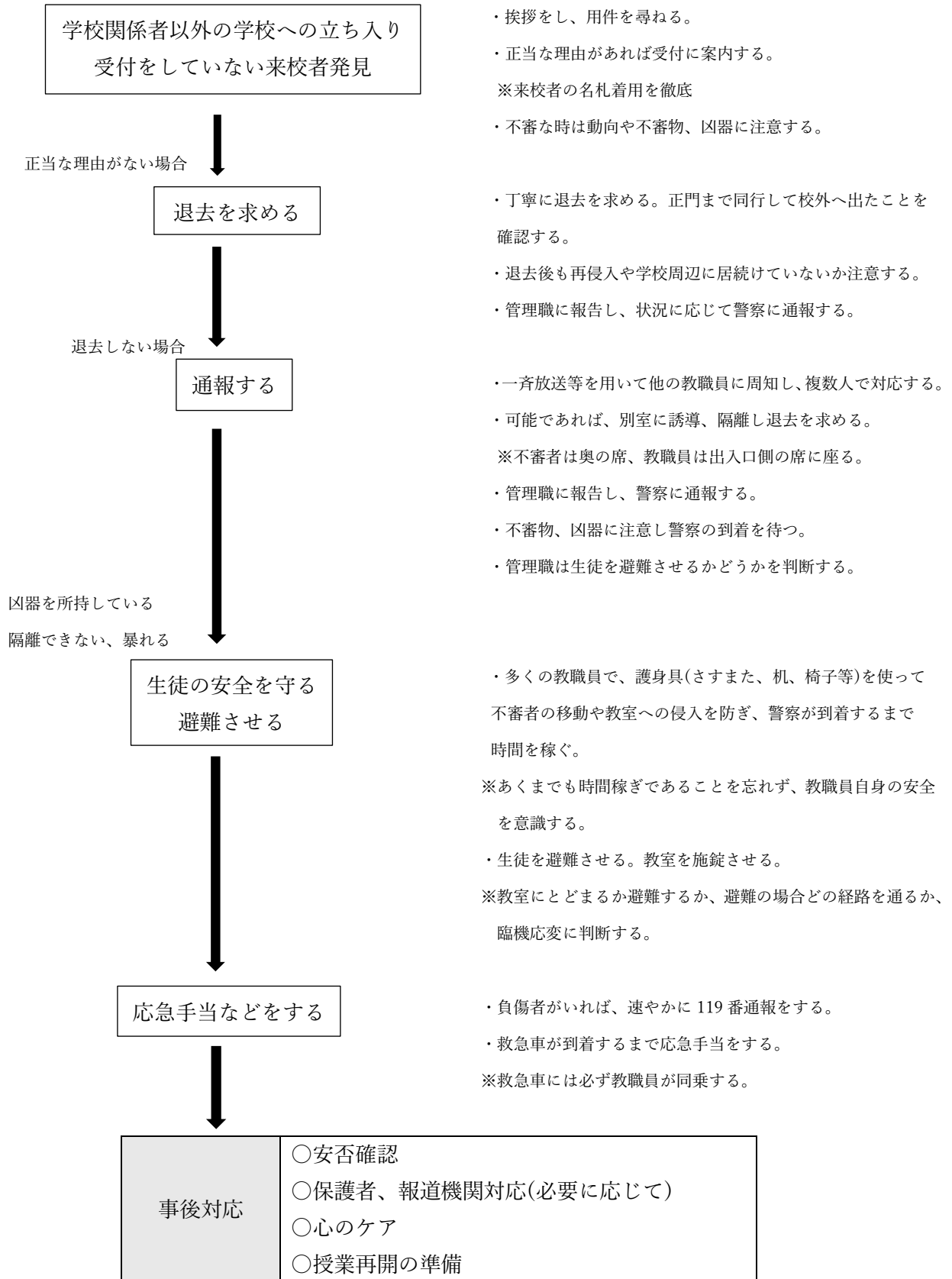
(2)生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する生徒の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）
p.136～145 安全に関する指導の内容例
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

Ⅲ 発生時(初動)の危機管理

1 学校に不審者が侵入した場合の対応フロー



2 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の生徒への危害行為や、学校周辺における不審者の発生など生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合

- 凶器を持った不審者が学校周辺をうろついている。
- 登下校中の生徒が不審者に襲われケガをした。
- 不審者が登下校中の生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
- 登下校中の生徒が金品を奪われた。
- 学校周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
- その他、学校周辺において生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

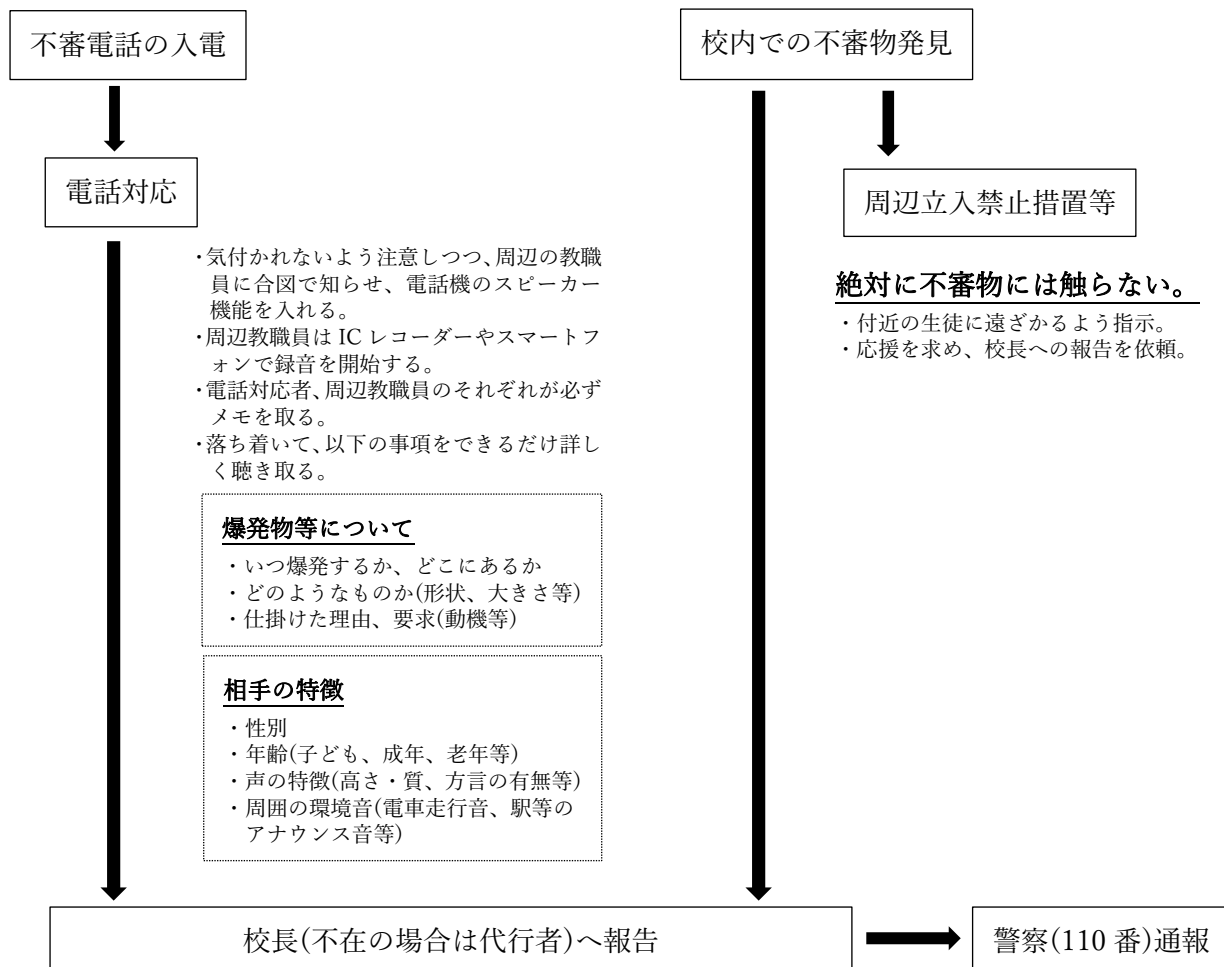
(2) ケース別の生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。

なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。

ケース	発生時間帯	生徒	教職員
通学路上で生徒が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登校中	自宅、学校、付近の「子ども 110 番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする。）のうち、最も近いところへ避難。 学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→保護者引渡し。	○被災生徒の居場所へ急行（学級担任） ○未通報の場合、110 番通報等 ○学校周辺の巡回
学校周辺に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※学校周辺で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	○学校にて待機・対応 ○必要に応じて学校周辺の巡回
	在校中	学校待機→保護者引渡し	
	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難。 学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→保護者引渡し。	○教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって学校周辺の巡回

3 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



生徒・教職員等に、以下の対応を指示
※速やかに保護者に「一斉メール(39メール)」で連絡

	生徒登校前	生徒在校中	生徒登下校時
生徒	自宅待機	避難場所へ集合 →安全な場所で保護者に引渡し	登下校中の生徒は帰宅 学校にいる生徒は、避難場所へ集合 →安全な場所で保護者に引渡し
教職員	避難場所へ集合	避難場所へ集合 →学校周辺の巡回	避難場所へ集合 →学校周辺の巡回

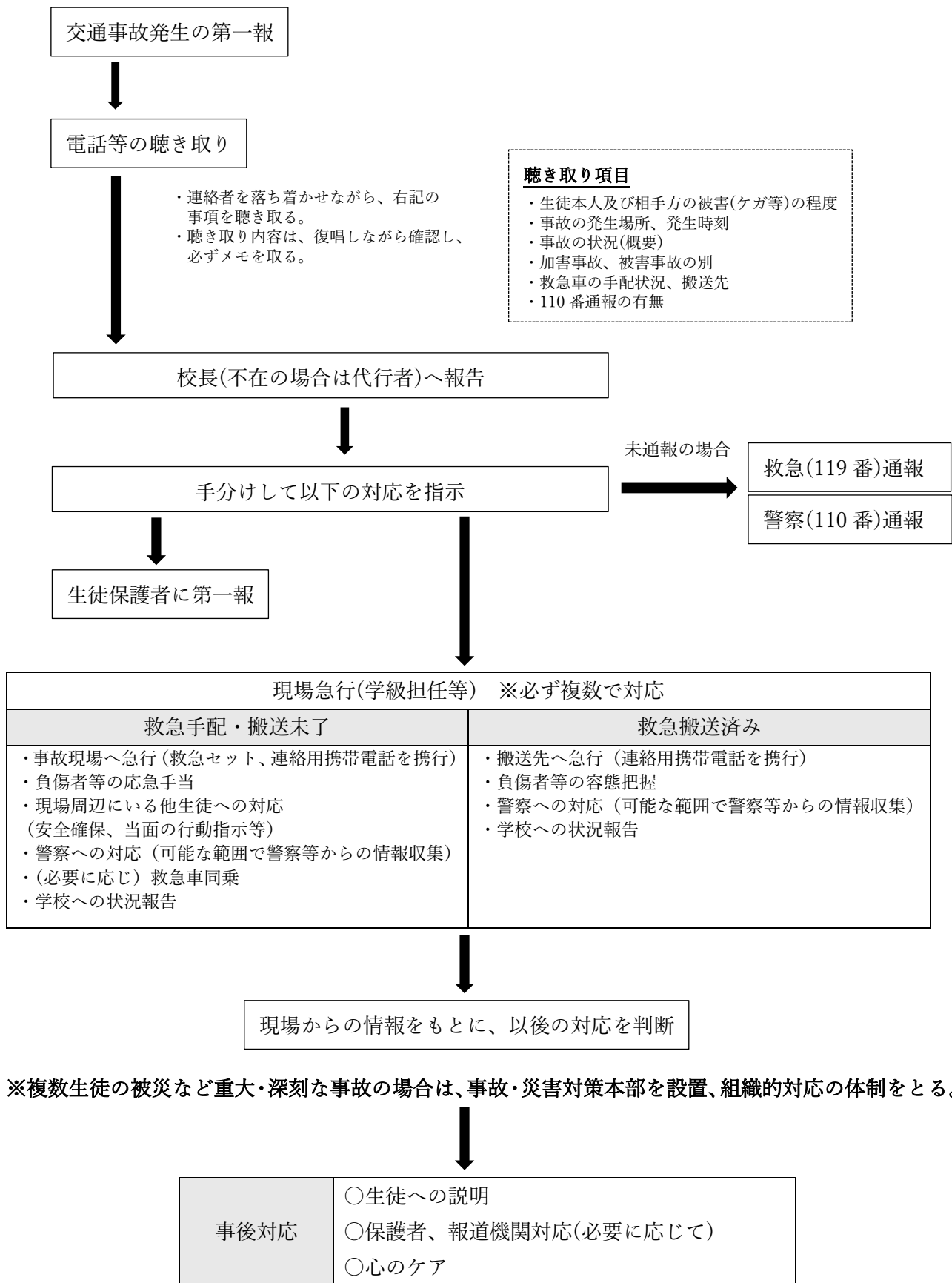
※教職員による捜索・点検等は実施しない

危害予告・不審物発見時の避難場所・・・校庭(ただし、校庭が危険な場合は他の避難場所を設定する)

事後対応

- 安否確認
- 保護者、報道機関対応(必要に応じて)
- 心のケア

4 交通事故発生時の対応フロー



5 大雨等が予想される場合の事前の臨時休校等の措置

(1)防災気象情報等の収集

校長は、毎日（翌日が休業日の場合を除く）17 時時点において、①翌日までの「早期警戒情報（警報級の可能性）」又は②「警報に切り替える可能性が高い注意報」のいずれかが発表された場合、以下の対応を取るものとする。

●担当教職員に対し、下記の気象庁ウェブサイトを用いた今後の防災気象情報の確認及び(2)の判断基準に示す情報が発表された場合の連絡を指示する。

<気象庁ホームページ>

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(2)臨時休校等の判断基準

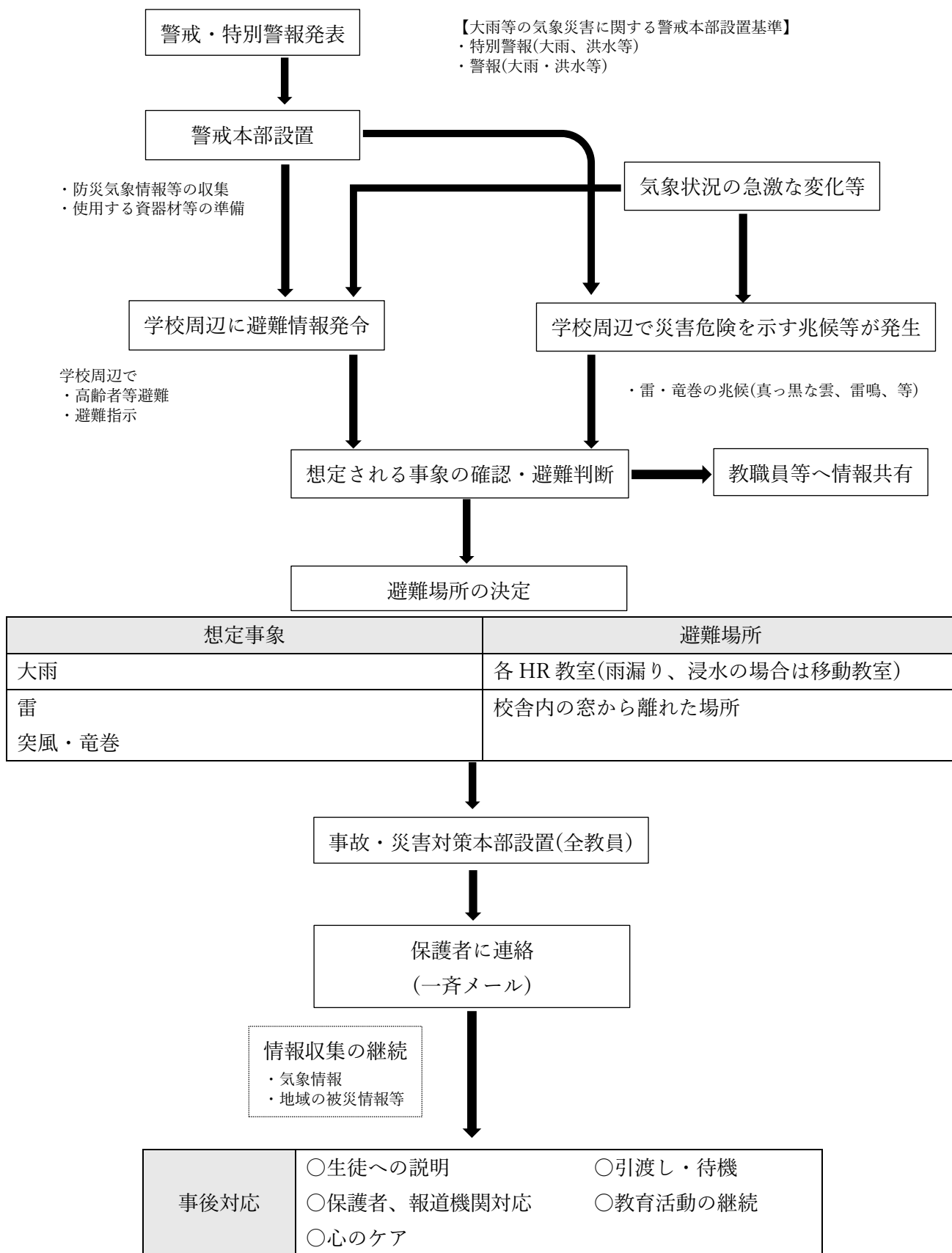
校長は、以下の基準に該当する状況となった場合、近隣学校等と連絡・協議した上で、臨時休校等の判断を下すものとする。

判断基準		対応	
登校前	午前 6 時の時点で以下のいずれかの情報が発表されている場合： ○特別警報（大雨、洪水等） ○警報（同上）	自宅待機	
	午前 10 時の時点で	上記の特別警報・警報等が継続	当日は臨時休校
		上記の特別警報・警報等がすべて解除	午後から授業を実施
在校中	○上記の特別警報・警報が発表された場合 ○「警報に切り替える可能性が高い注意報」が発表された場合	授業打ち切り、下校（可能な限り保護者へ引渡し）	

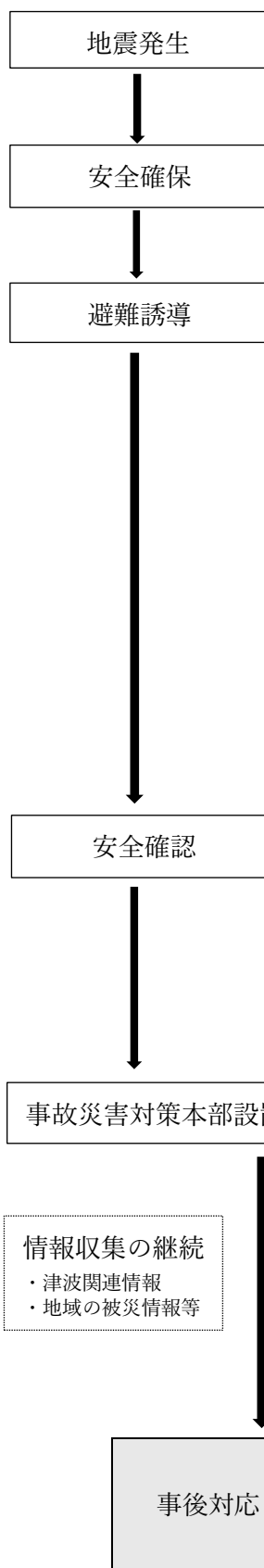
(3)臨時休校等の連絡

臨時休校等を判断した際には、速やかに一斉メール(39 メール)配信及び本校ウェブサイトを用いて保護者等へ連絡する。

6 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（生徒在校時）



7 地震発生直後の対応フロー（生徒在校時）



【緊急地震速報を受信した時 ≪教科担当の携帯（スマホ）≫】
地震発生に備えた行動，火を消す・教室の扉を開ける・窓側の生徒は，できる限り机を中心に寄せ地震に備える。

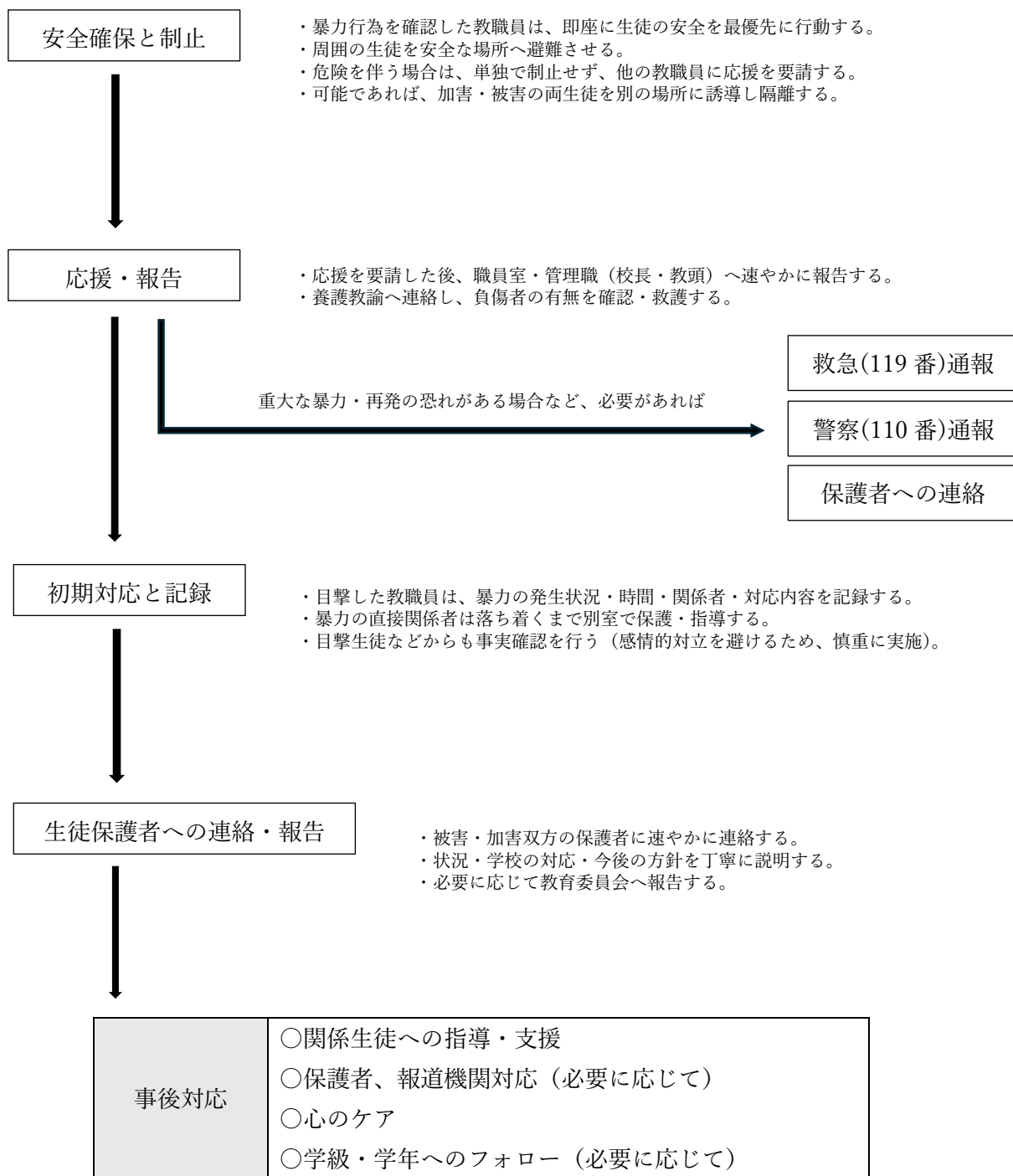
- ・机などの下にもぐり（中心に寄せながら），揺れが収まるまで待つ。
- ・机などが無い場合は，窓ガラス・戸棚等から離れた場所に移動し，教科書等の身近な物や両腕で頭部を保護しつつ，低い態勢を取る。
- ※モノが「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所が安全

地震発生時に生徒がいる場所	避難場所
本校舎	体育館前 → グラウンド
体育館	
特進棟(2F以上)	特進棟横公園→グラウンド
特進棟(1F)	グラウンド

- ・地震情報の収集（津波の可能性，震度，震源）
- ・グラウンドまでの避難経路の確認と2次避難場所（グラウンド）の避難可能かどうか確認し，教頭へ報告または，避難開始の指示をする。（※職員室に待機中の教職員）
- ・生徒の誘導（トイレ等への呼びかけ）
- ・負傷者の救護（教職員）
- ・初期消火（津波が来ない場合）
- ・職員室に待機中の教職員は，出口や危険個所での呼びかけ（教員は臨機応変に対応）

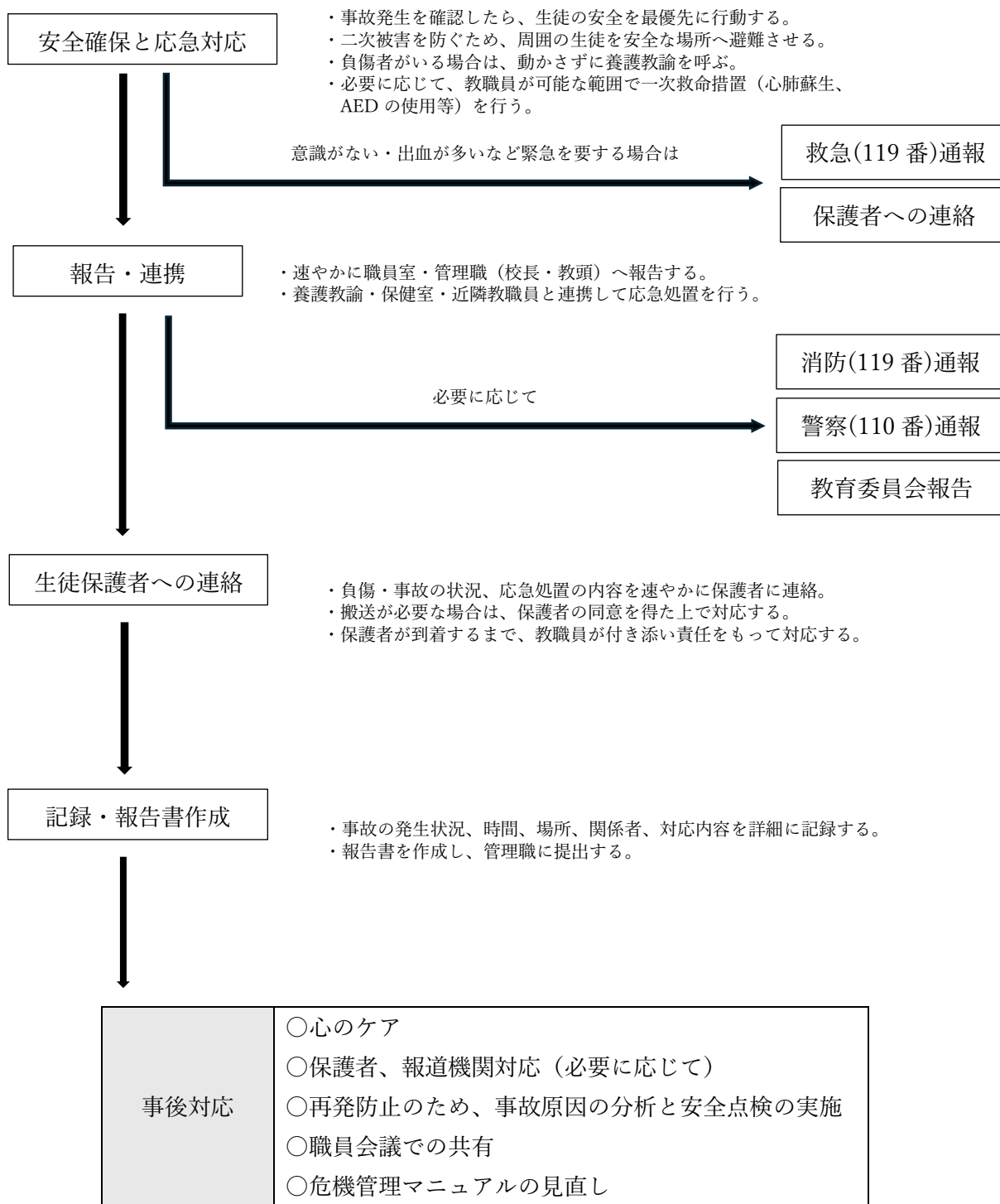
- ・待機している教職員は二次避難場所の安全確認をおこなう。
- 確認後，教頭へ報告またはその場で指示する。
- ・グラウンドにて着席，点呼（※点呼は必ず指差しをして，教職員がおこなう）
- ・生徒・教職員の安否確認
- ・負傷者を救護

8 校内暴力発生時の対応フロー

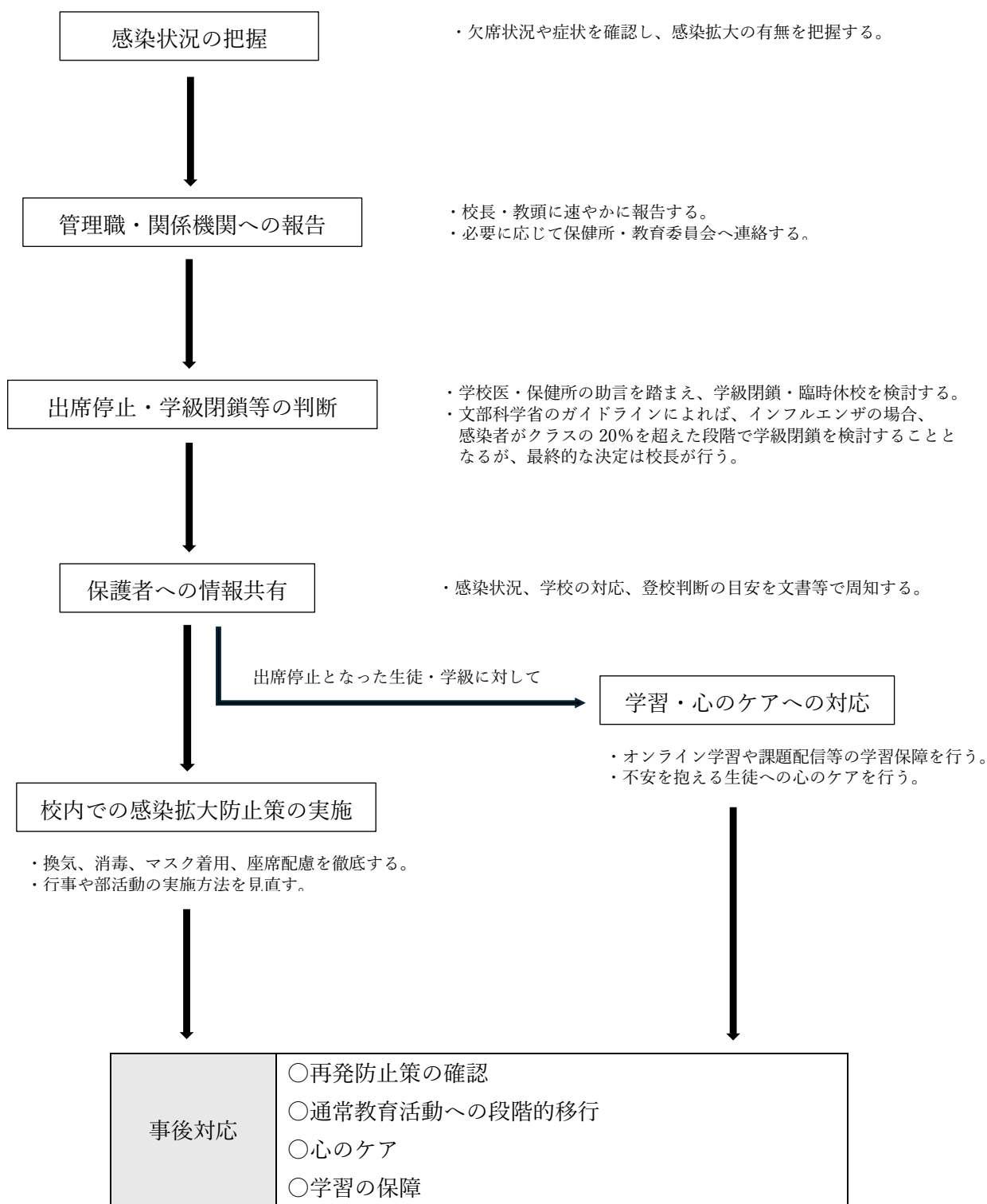


（補足）暴力行為が複数回・組織的・執拗な場合は、いじめ重大事態の可能性として別途対応する。
いじめ重大事態の対応については、「大分中学・高等学校 学校いじめ防止基本方針」に記載。

9 学校事故発生時の対応フロー



10 感染症発生時の対応フロー



●学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染症※	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

※その他感染症

…溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎など学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの。

IV 事後の危機管理

1 安否確認

(1) 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、生徒の安否を確認する。

	安否確認実施基準（目安）
在校中・ 校外活動中	○事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	○震度5弱以上の地震が発生した場合 ○国民保護措置が発令された場合(大分市該当) ○津波警報、大津波警報が発令された場合 ○大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合 ○大分市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ○生徒が登下校で利用すると思われる路上で、内水・河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ○学校周辺で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・ 休暇中等 (学校管理外)	○震度5弱以上の地震が発生した場合 ○学校周辺で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ○その他、学校周辺で多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など

(2) 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。

校長は、下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

		役割分担	方法
在校中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外活動中		引率教職員	名簿を用いる
登下校中		学級担任	保護者連絡先(電話、メール)への連絡
		学級担任以外	地域を分担し、巡視(沿道の店・民家、子ども110番の家なども確認)
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)		学級担任	保護者連絡先(電話、メール)への連絡

なお、災害等の影響により、保護者連絡先への電話・メールによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡を取る。その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努める。

- ※電話・メールが利用不能な場合の代替手段
- BLEND 保護者連絡
 - 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）、おおいた防災アプリ内の災害伝言板
 - SNS（LINE、Facebook、X(旧 Twitter)など）
 - 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）
 - 避難所への巡回
 - 本校ウェブサイト掲載による保護者への「学校への連絡」呼びかけ

また、安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応を取ることであり、二次災害の防止に努める。

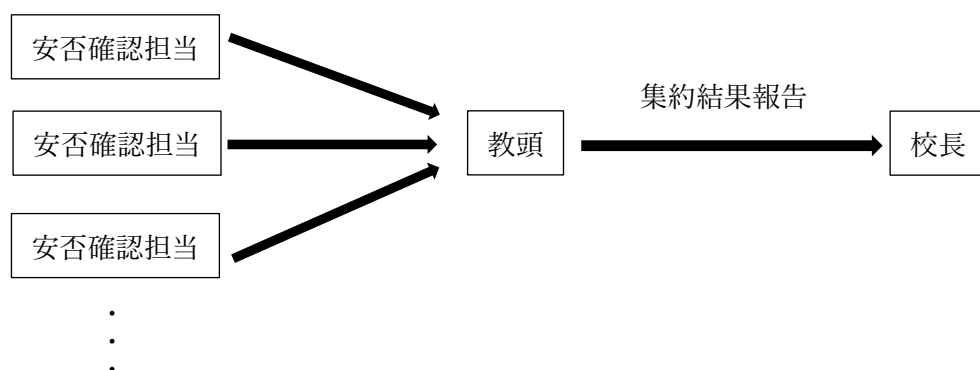
- 学校周辺の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- 原則として二人1組で行動し、単独行動は避ける。
- 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

(3)安否確認時に収集する情報とその集約方法

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

	安否確認の内容
在校中・校外活動中	○負傷の有無
登下校中	○負傷の有無 ○自宅、家族の被災状況
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	「災害用生徒安否確認様式」に記載の事項

安否確認により得られた情報は、下図のとおり集約、報告する。



2 被災生徒の保護者への対応

(1) 事故・災害等発生時の連絡

校長は、事故・災害等が発生し生徒が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該生徒の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

- 第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。
- 第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した生徒の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

事故・災害等の状況	窓口担当者
○死亡事故 ○治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病 ○その他、複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等	教頭
その他の事故・災害等	学年長

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災生徒の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。

なお、被害生徒の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

(3) 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災生徒の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 被災生徒の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災生徒の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 事故・災害等発生後の段階に応じて、継続的な支援を行う。
- 在校生徒への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災生徒が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。
 - ・被災生徒の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
 - ・被災生徒の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の生徒の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
 - ・被災生徒の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

3 生徒、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校生徒及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災生徒の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【生徒・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- 死亡事故
- 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病
- 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- その他、報道・インターネット等を通じて、生徒・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

(1) 生徒への説明

生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー等の支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容（例）】

- 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容（例）】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

4 報道機関への対応

(1)対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、窓口担当者となり窓口の一本化を図る。

(2)報道機関への対応上の留意点

○正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。

- ・可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
- ・事前に被災生徒の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。

○誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

○公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。

○報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関する必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項（例）〉

- ・校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- ・生徒、教職員への取材（撮影、録音）の可否
- ・報道資料の提供（記者会見）の予定 など

○取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。

○明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
- ・把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。
- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

○記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、時間・場所を定めた記者会見を行う。

また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

5 教育活動の継続

(1)事故・災害等発生後の臨時休校・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休校の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、臨時休校の実施について判断する。臨時休校を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡する。

【臨時休校の判断基準】

- 震度5強以上の地震（但し、学校周辺の被害が軽微である場合を除く）
- 事故・災害等により、学校周辺に大きな被害が出た場合
- 国民保護措置等により、自治体から一斉休校の指示が出た場合
- その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休校の保護者等への連絡手段】

- 一斉配信メール(39 メール)
- BLEND 保護者連絡
- 本校ウェブサイト(HP・Facebook 等)への掲載

②臨時登校の実施

校長は、臨時休校が長期間継続すると見込まれる場合、必要に応じて登校可能な生徒・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- 登校可能な生徒、勤務可能な教職員の人数確認
- 生徒の心理面の状況把握・安定確保
- 生徒の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保
(校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討)
- ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- 登下校の安全性を確認

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した手段を用いて、保護者への連絡を行う。

(2)学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

生徒・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 ○生徒及びその家族の安否、住居等の被害状況 ○教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ○学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 ○危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 ○ライフライン（上下水道、電力、ガス、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） ○危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 ○専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ○ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常に通学手段による通学の可否について検討する。 ○学校周辺の被害状況、危険箇所 ○スクールバスの運行可能性

(3)応急教育に係る計画の作成

校長は、上記(2)の調査結果を基に、以下の①～③を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、生徒の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業など）
- 臨時学級編成
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）

③教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- 学校施設の応急復旧状況
- 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- 学校周辺の安全確保状況
- 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数 など

授業再開時期を決定した後は、上記(1)①に示した手段を用いて、保護者・生徒への連絡を行う。

(4)被災生徒への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、生徒の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

- 生徒の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめる。（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）
- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない生徒への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な生徒の把握に努める。

③避難・移動した生徒、転出する生徒への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した生徒及び転出する生徒について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した生徒について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- 転出した生徒については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

6 生徒の心のケア

(1)心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した生徒及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある生徒（以下、「当該生徒等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

○学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該生徒等の健康状態を把握する。

また必要に応じ、保護者と連絡をとって生徒の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。

○保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。

○養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる生徒の状況等を基に、全体的な傾向及び個別生徒の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

○その他の教職員：当該生徒等について注意深く観察し気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2)トラウマ反応への対応

トラウマを経験した生徒には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●フラッシュバック	●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●感情の麻痺	●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●衝動的（暴力・自傷）	●イライラ ●非行・薬物乱用 等	●集中力の低下
身体	●吐き気・おう吐 ●かゆみなどの皮膚症状 等	●頭痛・腹痛などの身体の痛み	
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●様々な対人トラブル 等	●罪悪感	●自尊感情の低下
学習	●成績低下	●宿題忘れ	

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある生徒にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに子供のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には生徒が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状

（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。

体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケア―サインを見逃さないために―」（平成 26 年 3 月）

(3)心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該生徒等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・養護教諭 ・教頭 ・当該生徒等の学級担任 ・事務長 ・生徒指導主任 ・運営委員 ・生徒指導主任 <p>【必要に応じ、心理カウンセラー・スクールカウンセラーの参加も要請する】</p>
協議・ 検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒等の健康状態に関する情報の把握・共有 ・対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、専門機関等による支援の要否、など） ・ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ・保護者等からの相談窓口設置の要否 ・教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） ・専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ・教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

(4)関係機関等との連携

校長は、当該生徒等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など専門機関等を紹介する際には、当該生徒等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

7 教職員の心のケア

(1)管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。

- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

(2)教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に生徒への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

8 調査・検証・報告・再発防止等

(1)基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

①調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故 b) 死亡事故以外の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、学校設置者が必要だと判断した事故

②調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	○基本調査の全体統括・指揮
教頭	○基本調査の取りまとめ ○教職員に対する聴き取り
教務部長	○基本調査の取りまとめ補佐 ○教職員に対する聴き取り（記録担当） ○事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭、部活動顧問など	○事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聞き取り（児童が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させるものとする。

③調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた生徒への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- 一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

④教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・教務部長）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

○記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「※事実情報記録用紙（教職員個人用）」を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

※「事実情報記録用紙（教職員個人用）」（文部科学省「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（令和6年3月）による）

○聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて担当を充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑤事故・災害等の現場に居合わせた生徒からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、生徒への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

○保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

○聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該生徒が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。

○心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

○必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・教務部長）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「※時系列整理記録用紙」を用いて時系列に取りまとめる。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、3年間保存する。

※「時系列整理記録用紙」（文部科学省「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（令和6年3月）による）

(2)評価・検証と再発防止対策の推進

①危機対応の評価・検証

調査担当（校内安全委員会）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	○生徒の安全確保は適切に行われたか ○校内の緊急連絡体制は機能したか ○関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか ○情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	○生徒・保護者への対応は適切に行われたか ○校内の対策本部体制は機能したか （役割分担、情報共有・伝達等） ○関係者、関係機関との連携は適切だったか ○関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	○点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ○教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか ○生徒への安全教育に不足していた点はないか ○危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

②再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・教務部長）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

○教職員への説明・意見聴取（職員会議等）

○被災生徒保護者への説明・意見聴取

○その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）

○関係機関等への説明・意見聴取